

パブリックコメント手続結果

- 1 意見を求めた事項：南相馬市みらい育成修学資金条例の一部改正（素案）について
- 2 意見等の募集期間：令和4年6月24日（金）から7月13日（水）まで
- 3 意見等総数：15件
 持参による意見：3件
 地域協議会からの意見：12件（小高区7件、鹿島区2件、原町区3件）
- 4 パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方

No.	意見・質問内容	市の考え方（対応）
1	<p>（持参）</p> <p>育英資金貸付制度の入学資金貸付時期について</p> <p>貸付額の増額と入学資金の新設は大変ありがたいという思いです。</p> <p>昨今、大学入試の方法も一般入試、学校推薦のほか総合型選抜、いわゆるAO型など多様化し、入学時期や合格発表時期も異なり、早ければ11月下旬には合否が決まります。</p> <p>そうすると4月に入学してからの月額貸付金はよいのですが、前段の入学金の支払いなど大きな出費は前年の年末から年明けとなるので、合格が決まった段階で入学資金を借りられるような仕組みであれば家庭の負担も減るのではないのでしょうか。</p> <p>大きな出費ですので、先に借りることができる大変助かりますのでご検討いただければと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、大学等については合格発表後速やかに入学金を支払う必要があること、また入学準備のための諸費用もかかることから、新設する「入学資金」については、入学を待たず合格判明後に貸付可能な制度とします。</p> <p>なお、既存の看護師等修学資金貸付制度及び保育士等修学資金貸付制度、今回の条例改正により新設する介護福祉士等修学資金貸付制度における入学資金についても同様とします。</p>
2	<p>（持参）</p> <p>条例改正の趣旨について賛同します。介護職員不足解消の一つの方法として有効活用されることを望みます。</p>	<p>条例改正について御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>修学資金貸付事業について、高校や専門学校等へ訪問をして事業の周知を行い、介護職へ就労を希望している方がこ</p>

		の事業を有効に活用し、介護福祉士等の資格を取得して就労していただくことで、介護職員不足の解消が図られるよう努めてまいります。
3	<p>(持参)</p> <p>市育英資金貸付制度の新規貸付件数が、令和2年度から4年度の3年間平均(コロナ禍で特殊なのかもしれませんが)を見ても35.6%と低い状況にある。要因分析等されていないようだが、これは利用活用に対して、他の資金利用と比べて利用しづらい、魅力がない、PR不足で知られていない、又は資格取得後に南相馬市以外で就職したいなどの理由が考えられると思われませんが、考えられる理由の分析をして対応すべきと思います。そうすればより良い対応が考えられ、利用率アップにつながると思われま。</p>	<p>当市の育英資金貸付制度について、令和2年度から令和4年度の新規貸付件数が募集枠を下回っている主な要因については、市内高等学校への聞き取り結果等から次のように考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金事業において最大規模の独立行政法人日本学生支援機構については、翌年度の貸付にかかる募集を春頃から開始する等、進学を考える学生とその保護者に安心感を与えることが利用につながっている。 ・大学等が独自に行う奨学金事業も充実してきており、利用する側にとって様々な選択肢がある。 <p>今回、貸付区分や貸付額を見直すとともに、制度の更なる周知、募集時期を早める等様々な方法で、より活用される制度にしてまいります。</p>
4	<p>(小高区地域協議会)</p> <p>育英資金貸付の募集周知はどのような方法で行われているのか。募集枠を下回る事業であるならば、貸付制度案内(チラシ)等を作成し、対象も中学3年生からにするなど、将来の進路につながる貸付制度になるよう検討すべき。</p>	<p>広報みなみそうま、市のホームページ等への掲載のほか、相双管内の高等学校へのチラシ配布により周知しております。今後も、一定の条件を満たした場合の返還債務一部免除とあわせ、本市の育英資金貸付を利用することのメリット等も含め、高校生活のなるべく早い時期までに生徒と保護者に制度を周知してまいります。</p>
5	<p>(小高区地域協議会)</p> <p>介護福祉等修学資金貸付金額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額は、専門学校・大学の経費を考えると、妥当と思われる。他 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知については、高校や専門学校等へ訪問をして事業の周知を行い、介護職へ就労を希望している方がこの事業を有効に活用し、介護福祉士等の資格を取得して

	<p>自治体の同様制度も同程度であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者確保のため、制度周知、募集の際は一部にある忙しい・大変といったネガティブイメージを払拭して、福祉士のやりがい、働きがい、必要性をPRした募集となることを望む。 ・制度施行の場合、募集枠は予算の関係があるが、「上限なし」か「数的枠」を設けるのか。 ・需給ギャップを早期減少させるための手段として、育児などの理由で退職した潜在有資格の再就職が求められてもいる。そこで、再従事の支度金制度（給付又は貸付）も検討できないか。 	<p>就労していただくことで、介護職員不足の解消が図れるよう努めてまいります。また、介護福祉士等の仕事についても、介護事業所にも協力を得ながらPRしてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集の枠については、予算の範囲内となりますが、想定を超える人数となる場合においては、補正予算にて対応してまいります。 ・令和4年6月議会において、市内の介護事業所へ就労された方へ、就職奨励金及び住宅手当助成金を支給する介護事業所就労支援助成事業が採決されましたので、育児等で一度離職された方が再就職される場合においてご活用いただければと思います。
6	<p>（小高区地域協議会）</p> <p>介護福祉士等修学資金貸付金の返還免除について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所従事の場合の返還免除はインセンティブが働き良い制度と思う。 ・なお、国家試験合格率が介護福祉士試験で約72%、社会福祉士試験で約31%（いずれもR3年度実績）と、看護師試験合格率約90%と比較すると低い。不合格の場合、一括返済なのか。次回再チャレンジの猶予があるのか、その点を募集時には理解してもらう必要があると思われる。 	<p>養成施設を卒業した後直ちに資格を取得しなかったことについて特別の事情がある場合は、資格の取得について別に期間を定めることができることとしております。また、その間貸付金は返還猶予となります。募集時には制度の内容を分かりやすく説明いたします。</p>
7	<p>（小高区地域協議会）</p> <p>育英資金貸付改正概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学資金が新設されたことはニーズに合致していると思う。 ・但し、新設するのであれば、2段階とし、文科系は上限40万円、医 	<p>育英資金貸付の入学資金40万円の設定にあたっては、みらい育成修学資金の他の制度（看護師等修学資金ほか）にかかる入学資金と均衡を図っております。また、大学のホームページを参照すると、国</p>

	<p>学・工学系は上限100万円以内としてはどうか。県内自治体のうち白河市は上限100万円となっている。</p>	<p>公立、私立ともに文系と理系で入学金自体の額に大きな差はないことから、入学資金の額については素案のとおりといたします。</p> <p>なお、授業料については文系よりも理系のほうが高額な傾向があるため、育英資金貸付においてこれまで不可としていた、国、県又は他の団体の育英資金の貸付け又は給付との併用が可能な制度に改正いたします。</p>
8	<p>(小高区地域協議会)</p> <p>その他について</p> <p>・看護師等、及び保育士等修学資金貸付制度でも、制度内容の検討は行ったが、現状は人材確保において有効で、安定的確保ができていますので、本制度は有効と判断し、同じ内容で継続するとある。しかし、その根拠となる数値など具体的な事由の明記がないので、第三者としてみた場合、有効性の判断ができない。</p>	<p>直近の実績では、令和3年8月1日時点で市内医療機関における看護師・准看護師等不足数28人に対し、看護師等修学資金貸付を受け、令和4年3月に養成施設を卒業した方が15人就職しました。また、保育士等修学資金貸付については、同日時点での市内私立保育園・幼稚園における保育士等不足数11人に対し、保育士等修学資金貸付を受け、令和4年3月に卒業した方が4人就職しました。</p> <p>それぞれの職種における人材不足解消のため直接的に働きかける有効な制度と捉えており、今後も継続するものです。</p>
9	<p>(小高区地域協議会)</p> <p>育英資金貸付の延滞利息について</p> <p>・現在の延滞利息は年14.6%と市中金融機関の延滞利息と同じと思われる。ちなみに福島県の奨学金制度では延滞は年10%。日本学生支援機構は、第二種奨学金(利息付)は、令和2年以降、年5%に引き下げられている。今回の制度改正に合わせて、見直しを図ってはどうか。</p>	<p>経済状況の悪化等、事情により育英資金返還金の納付が遅れた場合に、返還金の他に延滞利息を徴収することは、被貸付者の生活を更に圧迫し、不安定なものとなる恐れもあることから、延滞利息の徴収に関する規定を削除する改正を行います。(県内で修学資金貸付を行っている9市のうち、延滞利息の規定を有しているのは本市と喜多方市のみ。)</p> <p>また、看護師等修学資金貸付及び保育士等修学資金貸付にかかる返還金は原則として一括返還であり、延滞利息が付された場合には、それだけで相当の金額に</p>

		<p>なることを鑑み、当該貸付の返還金についても、同様の改正を行います。</p> <p>ただし、各種返還金の納付が滞った場合には、本人への納付交渉を行い、困難な場合には速やかに連帯保証人への請求を行う等、滞納管理には更に力を入れてまいります。</p>
1 0	<p>(小高区地域協議会)</p> <p>利用する側に立ち、使いやすい制度とするため、常に改正は必要です。今回の改正により「人材確保」に期待したい。</p>	<p>教育の機会均等と市内の人材確保に資する制度として今後も運用してまいります。</p>
1 1	<p>(鹿島区地域協議会)</p> <p>育英資金の返済で、卒業後に就職してから、かなりの負担を強いられ苦勞している貸与者の現状をニュースで見たことがあります。</p> <p>これから少子高齢化で生産年齢者は減少し、全ての職種で人材不足が予想されます。</p> <p>看護師、介護福祉士、保育士等の修学資金貸付同様、他の職種でも卒業後に同市で働くという確約がとれれば、免除すべきと考えます。</p> <p>当市における人材への投資と考えたいです。</p>	<p>育英資金貸付についても、返還債務の一部免除を行っており、主な要件としては、大学等を卒業後、育英資金の貸付を受けた期間と同期間、継続して市内に住所を有していること、市内に住所を有している間就業していることなどがあります。</p> <p>また、市商工労政課では、市内事業所等（市が定める業種）に就職し、市内に定住する方に対し、奨学金返還支援補助金（補助限度総額約300万円）を交付しており、市の育英資金貸付についても対象となっております。</p> <p>これらの制度を周知の上、活用して頂くことにより、貸付を受けた方の負担軽減と市内における人材確保等につなげてまいります。</p>
1 2	<p>(鹿島区地域協議会)</p> <p>市内の介護事業所の人材確保に向け、介護福祉士等修学貸付制度を新たに加えることは良い施策と思います。</p> <p>ただ高校生になってからではなく、小学校高学年、中学生の段階</p>	<p>市内の中学校では、授業の一環として生徒が市内の様々な事業所で職場体験・福祉体験を行う「中学生職場体験事業」を実施しております。また、市内の医療機関から看護師を中学校にお招きして、看護についての講話や吸引等の演習を行い、</p>

	<p>で、介護福祉士だけでなく、いろいろな職業を知る機会があればいいと思います。</p> <p>例えば、幼稚園の先生、消防士さん、警察のかた、電車の運転士さん、宅配の運転士さん、看護師さんなどの出前授業。また、体験学習的なもの。その中で介護関係の職業も認知されていけば、将来その職種に進む子供さんたちも増えていくのではと考えます。</p> <p>高校生になってからでなく、将来奨学金を使用しての進学を目標にする生徒さんが出るような事前の種まきが大事かと思えます。</p>	<p>看護師の仕事を理解する取組み等も行っております。</p> <p>今後もこのような取組を通して、様々な職業について理解を深めるとともに、将来の夢や目標を持ち、進路選択の一助となることを期待しております。</p>
1 3	<p>(原町区地域協議会)</p> <p>新設する介護福祉士等修学資金制度について、既に働いてから資格を取るために養成学校に入るケースもありますが、貸付対象となりますか。</p>	<p>御質問のような場合も貸付対象となります。</p>
1 4	<p>(原町区地域協議会)</p> <p>今回のみらい育成修学資金条例改正はすばらしいと思います。これは本市独自のものなのか、国の方針なのか、国の補助金が入っているのか教えてください。</p>	<p>南相馬市として介護分野の人材確保に力を入れたいということと、また育英資金貸付も今ある制度をより充実させ、市として独自に力を入れていくために改正を行うものです。国の制度を受けての改正ではございません。</p>
1 5	<p>(原町区地域協議会)</p> <p>育英資金貸付については募集枠に対して応募件数が少ない。その原因については今後も課題として調査してほしい。学生に対し修学支援をするだけでなく、資格を取りたい、就業したい、住宅を持ちたい方にも適用を膨らませて、住民が定着できる、また移住したいと思える貸付制度や給付制度の充実</p>	<p>育英資金貸付の応募件数が少ない原因、また介護福祉士等修学資金貸付等、市内における人材確保のための貸付制度についても定着率、利用の成果等について分析を進めてまいります。</p> <p>また、制度を活用して資格を取得した方が市外に就職してしまった場合でも、いずれ市内に導いていくことが重要だと考えています。令和4年4月からは介護</p>

<p>を図ってほしい。総論としては、今回の制度の拡大新設に関しては好意を持っています。</p> <p>介護福祉士等修学資金については、資格を取るための修学に対する貸付制度ですが、この制度を利用し、市が定める事業所とは別な所に就職した場合は貸付金を返還すれば良い制度となっている。この制度の目的は、市内の医療福祉関係の人材不足解消なので、この地域の人材不足に組み込まれないと、制度的には欠陥ということになると考える。最初は地元で頑張ろうと思っていたとしても、例えば仙台の方が給料も高いということで、地元外に就職する方もいると思う。人それぞれなのでルール化が難しいと思うが、ややもすると市税を投入しても費用対効果が出にくい場合があると思う。5年後10年後と制度を活用した人がどの位定着しているかなどの分析も行って欲しい。</p>	<p>事業所に就職した方に対し、就労奨励金を支給する「介護事業所就労支援助成事業」を開始しました。このような奨励金なども活用いただき、各介護事業所においては人材確保に向けて動いて頂きたいと考えております。</p>
--	--